

改正=『自動火災報知設備』設置義務

消防法令が改正され、旅館等には『自動火災報知設備』の設置が義務となります。従来は、300㎡以上の旅館等に設置することになっていましたが、改正によりすべての旅館等に設置することとなりました。

既に営業をされている旅館等は、平成30年3月末までに設置する必要があります。

設置の期限

既に営業されている旅館等は平成30年3月末までに設置してください。

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
新しく建築された旅館等	★ 4月1日施行			
既に営業されている旅館等	★ 平成30年 3月末 この期間内に設置してください。			

具体的な事柄は、お近くの消防機関にご相談ください。

一般財団法人
日本消防設備安全センター
違反是正支援センター

URL <http://www.fesc.or.jp/ihanzesei/>

旅館等に関わる

消防法令が改正

されました。

『自動火災報知設備』の設置



お客様の安全・安心を確保してください。

